

## 令和7年度から「派遣以外のお仕事」について 契約方法の見直しを行います

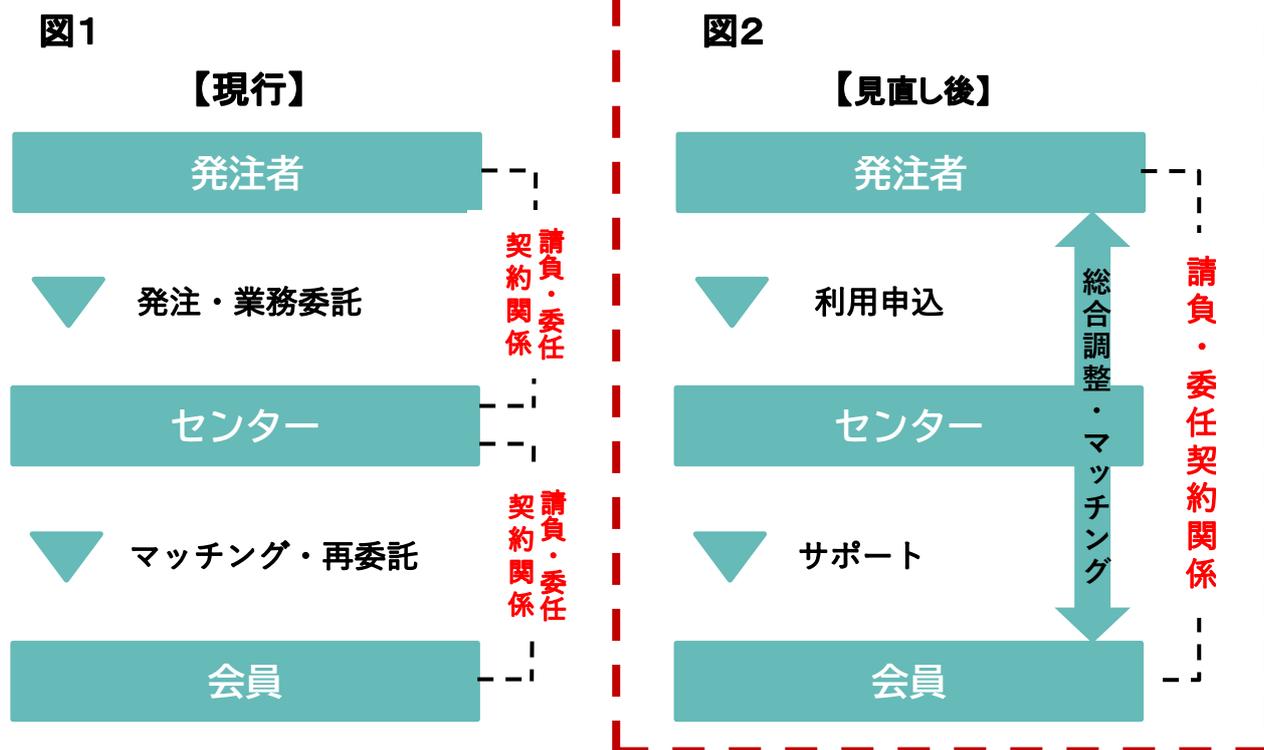
フリーランス法の施行が令和6年11月に予定されています。

この法律の趣旨や、また、厚生労働省からも契約方法の見直しを行うよう方針が示されていることから、深谷市シルバー人材センター（以下「センター」という。）では令和7年度から派遣以外のお仕事について、契約方法の見直しを行わせていただくことになりました。

現在の「センターを通じて会員が就業機会の提供を受ける」契約方法は、発注者と会員との間に直接関係が生じる構造となっておらず、本来の「発注者から会員への業務委託」となる契約方法に見直すことが求められております。

センターにお仕事を依頼される発注者の皆さまにおかれましては、契約方法の変更についてご理解ご協力をお願いいたします。

### ■見直しのイメージ



### ※フリーランス法とは？

働き方の多様化の進展に鑑み、個人（いわゆるフリーランス。「センター会員」もこれに該当します）が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、フリーランスに業務委託をする事業者（いわゆる発注者）に対して、給付の内容（いわゆる報酬）その他の事項の明示が義務付けられています。

## 契約方法の見直しによる現行からの変更点

現行では、発注者はセンターに対し、業務一式を業務委託契約していますが、見直し後は次の2種類の業務を合わせて発注することになります。

- ①センターに対するマッチングや調整等の業務委託  
(シルバー人材センター利用契約の締結が必要です)
- ②会員業務委託契約(依頼するお仕事)

なお、見直し後においても、センターはこれまでと変わらないサービスを提供してまいります。

### ■発注(お仕事の依頼)から業務終了までの主な流れ

	見直し後
発注の準備	<b>現行と変わりません。</b> (センターは、発注されるお仕事内容などを伺い、業務仕様などを調整します。)
<b>【新】</b> センター利用契約の締結	現行のセンターへの業務委託契約から、 <b>センターを利用して会員に業務委託する契約になり、センターの主な業務は仕事と就業する会員とのマッチングや総合調整に変わります。</b> これにより、契約関係も準委任に変わるため、契約書への収入印紙は不要となります。
<b>【新】</b> 会員への就業条件の明示と業務委託契約の成立	<b>新しい手続きですが、発注者のご負担はございません。</b> フリーランス法で規定される就業条件の明示については、センターが就業条件を記載した「会員業務仕様書」を作成し、マッチングの際に会員に明示させていただきます。 なお、会員が業務仕様書の内容に同意したとき、 <b>発注者と会員の間で業務委託契約が成立する仕組みとなります。</b>
<b>【新】</b> 業務委託料の請求	<b>センターへの業務委託料と会員への業務委託料の2つに分けて請求されることとなります。</b> これはセンターがまとめて請求いたします。
<b>【新】</b> 適格請求書の発行	センター分の業務委託料に係る適格請求書(インボイス)は発行いたしますが、 <b>会員分の業務委託料に係る適格請求書は原則発行できないこととなります。</b> ※3面参照

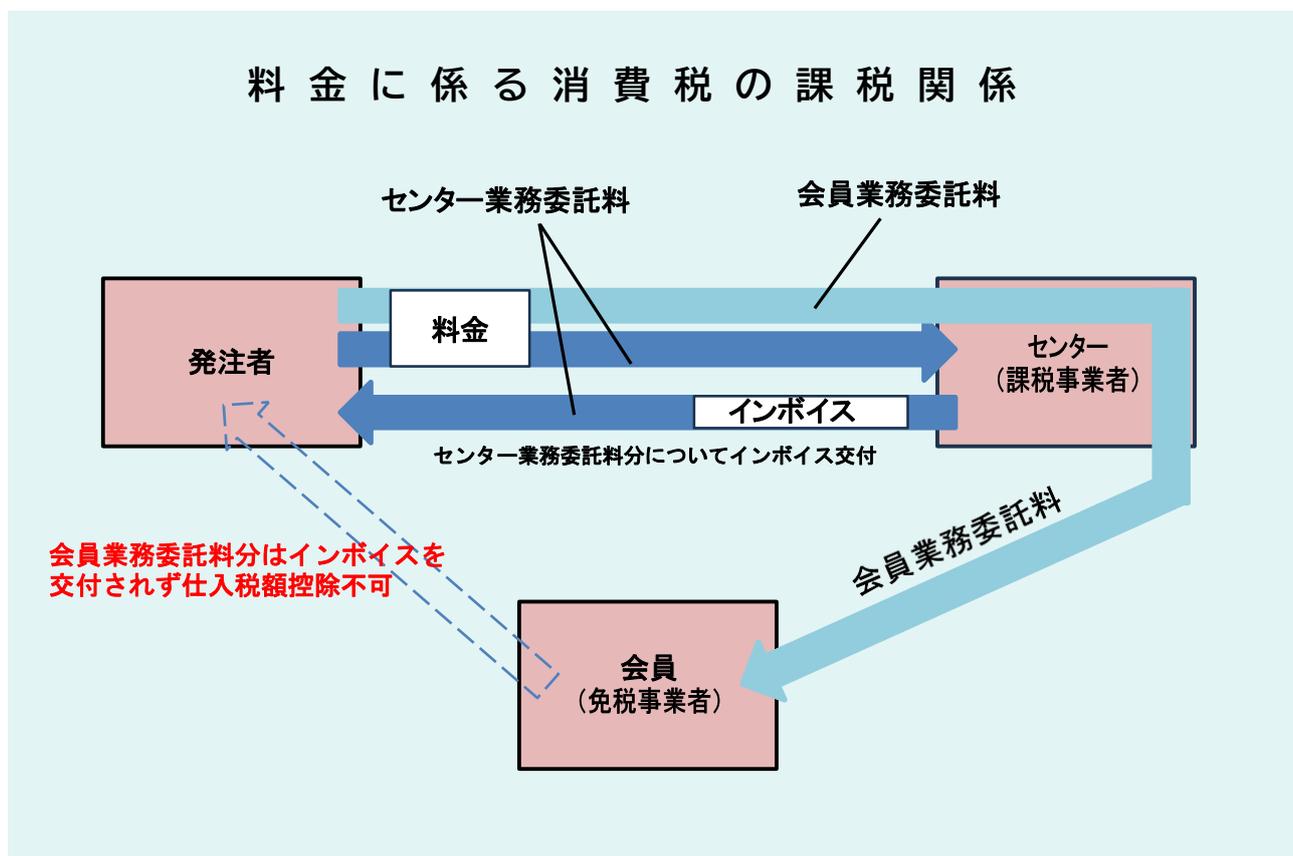
## 料金の一部について消費税の課税関係が変わります

契約方法の見直し後、センターが発注者からいただく料金は、「会員業務委託料（会員が手にする報酬など）」「センター業務委託料（事務費など）」の2種類です。このうち、「会員業務委託料」についてはセンターを経由するものの、発注者が会員に対して支払う形になります。

そのため、センターは「センター業務委託料」分の消費税に係る適格請求書（インボイス）を交付いたしますが、「会員業務委託料」分については交付することができません。この場合、本来であれば会員が「会員業務委託料に係るインボイス」を交付する立場となりますが、会員は基本的に年間の課税売上高が1,000万円以下の「消費税免税事業者」であるためインボイスを発行することができません。

したがって、契約方法の見直し後は発注者の皆さまによっては、新たな消費税納付負担が発生する可能性があります。どうか、フリーランス法の趣旨等をご理解の上、引き続きご利用くださいますようお願いいたします。

### 料金に係る消費税の課税関係



※発注者が次のいずれかに該当する場合は、契約方法の見直し後であってもこれまでの消費税納税の取り扱いと変更はありませんが、これ以外の場合は納税義務が発生します。

- ①一般家庭や個人：消費税申告納税対象外（納税義務対象外）
- ②簡易課税制度を選択している事業者：消費税納税額計算に際してインボイスを必要としないためこれまでと同じ取り扱い
- ③官公庁などの一般会計による事業：みなし仕入税額控除が適用され、これまでと同じ取り扱い

# 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 (フリーランス・事業者間取引適正化法)の概要

## 趣旨

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。

## 概要

### 1. 対象となる当事者・取引の定義

- (1) 「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいう。
- (2) 「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者をいう。
- (3) 「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者から物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう。
- (4) 「特定業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するものをいう。  
※ 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない。

### 2. 特定受託事業者に係る取引の適正化

- (1) 特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならないものとする。  
※ 従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行うときについても同様とする。
- (2) 特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければならないものとする。(再委託の場合には、発注元から支払いを受ける期日から30日以内)
- (3) 特定受託事業者との業務委託(政令で定める期間以上のもの)に関し、①～⑤の行為をしてはならないものとし、⑥・⑦の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならないものとする。
  - ① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく受領を拒否すること
  - ② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬を減額すること
  - ③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく返品を行うこと
  - ④ 通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること
  - ⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること
  - ⑥ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
  - ⑦ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させること

### 3. 特定受託業務従事者の就業環境の整備

- (1) 広告等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならないものとする。
- (2) 特定受託事業者が育児介護等と両立して業務委託(政令で定める期間以上のもの。以下「継続的業務委託」)に係る業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければならないものとする。
- (3) 特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る相談対応等必要な体制整備等の措置を講じなければならないものとする。
- (4) 継続的業務委託を中途解除する場合等には、原則として、中途解除日等の30日前までに特定受託事業者に対し予告しなければならないものとする。

### 4. 違反した場合等の対応

公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができるものとする。

※ 命令違反及び検査拒否等に対し、50万円以下の罰金に処する。法人両罰規定あり。

### 5. 国が行う相談対応等の取組

国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、相談対応などの必要な体制の整備等の措置を講ずるものとする。

**施行期日** 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日